

平成29年第1回臨時会

○議長 宮城清政君 ただいまから、平成29年第1回南風原町議会臨時会を開会いたします。

○議長 宮城清政君 ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時03分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって15番 大城真孝議員、1番 知念富信議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第34号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第34号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第34号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成29年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億122万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億4,382万5,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第34号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)について、お手元にお配りしました資料1を使って補正の概要を説明させていただきます。まず今回の補正予算の大きな理由は、平成29年5月17日現在での執行状況におきまして、資料の歳入歳出差額一覧表のとおり歳入決算見込額49億9,066万2,000円から歳出決算見込額63億9,155万7,000円を差し引いた収支決算見込額が、14億89万5,000円のマイナスと赤字決算見込となることから、出納整理期間内で平成29年度予算から平成28年度へ繰り上げてこれに充てる必要があるための補正となっております。それから、高額療養費制度の見直しがありまして、その見直しに伴うシステム改修についても今回の補正で計上しております。

まず、歳入について説明いたします。補正予算書の6ページをお願いします。4款2項2目1節. 普通調整交付金14億89万5,000円の増は、補正予算において歳入が歳出に対して不足するための調整額として計上しております。2節. 特別調整交付金33万1,000円の増は、高額療養費制度の見直しに伴うシステム改修費用に対する補助金の計上であります。同額を歳出に計上しております。

続きまして、歳出についてであります。7ページをお願いします。1款1項1目13節. 委託料33万1,000円の増は、高額療養費制度の見直しに伴うシステム改修費として計上しております。

8ページをお願いします。12款1項1目22節. 補償、補填及賠償金14億89万5,000円の増は、平成28年度に生じた歳入不足を平成29年度予算から繰上充用するためのものであります。

以上が、平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん それでは、このたび高額療養費制度の見直しとありますけれども、詳しく教えていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 高額療養費制度の見直しについてでございますが、今回の見直しはこの高額療養費制度の持続の可能性を高めるためにということで、世代間と世代内の負担の公平を求めると、負担能力に応じた負担を求める観点から高額療養費の算定基準額を見直すというものであります。まず見直しの内容としましては、現役並みの所得がある方については、外来療養に係る算定基準額について、現行4万4,400円なのですが5万7,600円に引き上げるというものです。そして、一般の所得者については、現行の1万2,000円から1万4,000円に引き上げるということで、この自己負担額の年間合計額に対して14万4,000円の算定基準額を設けるというものであります。これが今年の8月診療分からとなっております、今回の補正に計上しシステムを改修していくということでございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 教えてください。3ページの29年度から28年度の歳出に繰上充用するということですが、29年度の財源を28年度に充てるとしたら、当然、29年度も歳入欠陥になりますね。歳入欠陥と言うよりは、歳出における歳入が当然不足をしてくる。他市町村ではその差額に対して町の一般会計から支援しているところもあるようです。本町は全くその支援策を考えていないのかどうか。

それからもう1つは、今回、14億の繰上充用ですから、この分歳入が前もって使われてしまいます。そうすると、28年度までの手続き赤字と言うのか、29年度はその赤字額をどのように予想しておられるか。皆さんの計算があるのでしたら、資料があるのでしたらそれも教えてください。以上、2つだけ質問します。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。まずこの14億あまりの赤字額というのは、前期高齢者制度が始まりました平成20年度から積み上がってきた累積の赤字額でございます。本町においては、これまで国保特会へ一般会計から法定外繰入れのかたちで財政支援はしてきておりました。しかし、この赤字額はなかなか改善されず積み上がってくるなか、平成30年度からは県単一化が決まっております、今後、国保の財政運営がどのようなかたちになっていくのかははっきりするまでは、この赤字額に対しての一般会計からの繰入れを一時休止と言いますか、一度にこの金額を埋めることはやはり不可能でありますので、平成26年度から繰入れは一旦休止しているということです。30年度以降、県単一化になっての市町村それぞれの負担がどのように計算されていくのかを見極めていって、その後、積み上がった赤字額をどのようなかたちで、どのようなスパンで解消していくのか計画を立てていく予定でございます。この計画については、市町村が県へ納める事業費納付金という部分がはっきり見えてこない、何年で解消できるかそういった部分の計画が難しいのですが、ただ、このあたりはまず県から今年8月にはそれぞれの市町村に対しておおまかな標準保険料率が示されてきて、それからどんどん調整が始まっていきます。今年の末ごろにはそれがおおまか見えてくるものだと思いますので、それを見ながら、30年度以降にこの積み上がった赤字の解消に向けて取り組んでいきたいと思っております。

それから、29年度の赤字額でございますが、本日お配りしました資料2で平成19年度から28年度まで年度ごとの決算状況としておりまして、一番下の欄にそれぞれ単年度の赤字額を示しております。右端の平成28年度の一番下の欄は、2億4,351万7,000円です。前年度は、3億9,503万5,000円でした。約1億5,000万円の単年度赤字の解消となっておりますが、これは被保険者数が減ってきたことによって出すお金、保険給付費が減ったというこれが一番大きな要因であります。平成27年度から国が国保の財政支援ということで全国で1,700億円の財政支援がありまして、本町は約5,6,000万円が歳入に入ってきております。そういった部分がかみ合って、この分

の単年度赤字の解消となっています。これには更に前期高齢者の数が増えてきておりまして、歳入の7番目、前期高齢者交付金の欄をご覧になっていただくと、平成28年度見込みが対前年度比で2,500万円の増、それから前の歳も1億円あまりの増がありました。本町においても少しずつ前期高齢者の加入率が増えてきております。そういった部分で前期高齢者の交付金は今後も増加を見込んでおりまして、平成35年まで南風原町の人口ピラミッドを使って、粗々ではありますが試算をしてみました。やはり、本町の前期高齢者の数は毎年増えていきます。その加入割合も毎年増えていくことから、この交付金も毎年増えていきます。平成26年時点の全国の前期高齢者加入率の平均が、34.6パーセント。この時点での本町の加入率は20パーセントでした。これがわれわれの平成30年度までのシミュレーションだと、平成35年度時点でおおよそ33パーセントになるということで、ほぼ全国に近くなってくることからしますと、前期高齢者の交付金がかかなり好転してくると予測はされます。そういった見込みからしますと、平成29年度における単年度赤字は、今年度よりも少なくなる、この2億4,000万円あまりよりはもっと少なくなると見込んでおります。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。全県統一は、平成30年からでしたか、実施まであと2カ年しかないですね。そうすると、私が心配しているのは、それぞれの市町村は赤字を抱えています。その赤字の解消をどういうふうにするのか、県がどういう方針を出してくれるのか。それに基づいて市町村もそれぞれの累積赤字をどういうふうにか埋めしていくかということになってくると思う。具体的なそういう話合いと言うのが進められているのかどうか。いきなり出てきて、南風原町はこれだけをいつまでに負担しなさいと言われても、南風原町は財政的に裕福ではない苦しい財政運営をしています。そういう状況ですので、県との話合いというのが早急に必要だと思うが、それはどういうふうに進められているのかお答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。平成30年度からは沖縄県も国保の保険者となります。国保財政運営の責任主体ということで明確に法でもうたわれております。ですから、平成29年度までは各市町村が保険者でありまして各市町村がそれぞれの国保運営の財政責任を持って、それぞれの状況でもって一般会計から支援したりそういうことがありました。30年度からは県もその保険者となることから、先月4月28日にありました沖縄振興拡大会議において、町長から県に対して県の一般会計から県の国保特別会計に対する支援をお願いしたいと強く要請しております。県がそのあたりを今後検討して示してこられると思います。そういった県への要請をしながら、またわれわれ事務方は県が中心になって連携会議というものを持っておりまして、それから税部会などいろいろな作業部会を設けてずっとやってきております。ですから、そのあたりの各市町

村が県へ納める事業費納付金というものの率なども、先ほど申しましたように今年の8月ぐらいからは示されてきますので、そこから県との調整・協議が始まっていくものであります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 確認をしますが、8月に県の方針がそれぞれの市町村に示されるということでもいいですか。私が心配するのは、結局、国保の経営はそれぞれの市町村長ですよ。県が経営者になるのは30年からですから、過去の29年まではそれぞれの市町村長が経営者です。その過去の借金まで県が負担してくれるのかどうか非常に気になるところです。ですから、先に言ったように話し合いというのが、その具体的な話し合いがどう進められているのか聞きたかったのです。それによって市町村の財政が非常に変わってきます。そこをどういうふうにしていますかということでしたので、8月に県の方針が出されるというように私は受け止めましたが、それでいいのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず8月に示されるのは、県の方針ということではなくて、まず県が30年度に向けて各市町村が県に納める標準保険料率がおおまかな計算でいたいこれぐらいという第一段階の提示ということでございます。その県が示す保険料率を参考に、それぞれの市町村は自分たちの保険料率を定めていくということになります。この県が示す標準保険料率のとおり町が県に納めきれようになれば、基本的にその年度の赤字は発生しないという仕組みであります。しかし、この県が示す保険料率がどの程度になるかによってやはり市町村は全てを保険税に充てることはまず無理だと思いますので、そのへんで今後県と詰めていく部分が出てくるということでございます。

それから、沖縄振興拡大会議で町長が県に要請したことに关しましては、県の中で今後検討が始まっていくと思いますので、今後の県の動きを見ながらというふうになっていきます。

もう1点、過去から積み上がってきました累積赤字につきましては、各市町村が解消するものであります。あくまでも県が保険者となるのは30年度からでございますので、30年度以降については県の財政運営責任が出てくるということです。平成29年度までに積み上がっている赤字は、それぞれの市町村が独自で解決していかなければならないことになっています。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 14億あまり財政調整交付金から流用しているのですけれども、その財政調整交付金の残金はどうなっているのかお聞かせください。

それから、高額療養費の改定があるということでシステム改修なのですけれども、8月からと

おっしゃっていましたか。改正はそれだけなのですか。その他にも何かあるのかお聞きしたいと思います。

それから、この高額療養費の見直しは、現役世代の収入のある方はちょっと上がるとありましたが、その現役世代というのは年収がどれくらいだと押さえているのですか、その点をお聞かせください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 財政調整基金ということでお答えします。(●声あり)それではないです。それとのバランスの関係からというご質問だと理解してお答えいたします。28年度の最終補正で13億3,300万円を予備費に補正しております。現在の財政調整基金が約2億5,000万円ですので、そのへんを考慮しますと15億5,6,000万円程度かということです。28年度の決算次第でいくらになるか分からないのですが、13億3,300万円を28年度の最終補正で予備費に充当しておりますので、おおむねトータルで15億5,000万円となっております。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 高額療養費の制度改正についてですが、第一段階としては今年の8月診療分からで、算定基準額について現役並み所得者の算定基準を4万4,000円から5万7,000円に引き上げます。ご質問のこの現役並み所得とはいかほどかですが、課税所得が145万円以上となり、課税所得が145万円以上ある者が現役並み所得者となっております。

そして、高額療養費制度の改正ですが、第二段階として平成30年8月からはこの算定基準額をこれまでは現役並み所得者という括りですが、この所得の要件が3段階に分かれてきて、まず課税所得が145万円以上、そして380万円以上、その上で690万円以上としてそれぞれ算定基準額が変わってくるというふうになっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第34号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第34号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第34号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第34

号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第4. 議案第35号 南風原町固定資産評価員の選任について

○議長 宮城清政君 日程第4. 議案第35号 南風原町固定資産評価員の選任についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 城間俊安君 議案第35号 南風原町固定資産評価員の選任について 南風原町固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記 氏名 赤嶺あゆみ。生年月日、住所等は記載されているとおりでありますのでお目とおしをお願いします。提案理由としまして、平成29年4月1日付けで総務部税務課長の職にあり、固定資産評価員について上記の者が適任であると思慮し提案するものであります。前任の方と人事異動に伴い、赤嶺あゆみさんが税務課長になったということでご理解をお願いしたいと思っております。皆さん方のご同意をお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時34分）

再開（午前10時36分）

○議長 宮城清政君 再開します。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第35号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第35号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第35号 南風原町固定資産評価員の選任についてを採決します。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、同意することに決定しました。

日程第5. 承認第1号 専決処分(南風原町税条例の一部を改正する条例)の承認について

○議長 宮城清政君 日程第5. 承認第1号 専決処分(南風原町税条例の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第1号 専決処分(南風原町税条例の一部を改正する条例)の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

専決処分については、3月31日に行っております。専決処分した理由としまして、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布された。この法律改正に伴い、南風原町税条例についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたものであります。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 承認第1号 専決処分(南風原町税条例の一部を改正する条例)の承認についての概要を説明いたします。専決の理由につきましては、先ほど副町長のご説明にあったとおりでございますが、お手元に承認第1号の資料を配布しております。これをもって今回の専決処分をした改正の概要を説明いたします。

まず、地方税法の改正の理由が、経済の好循環を促す観点から、今回の主にあつたのが今ある制度の期間の延長でございます。それから、災害が毎年のようにある地域で起こっていることから、それらの復旧に遅れることなく税制上の手当をすべき事項についての常設化、それからその他法律改正、条例改正で起こった条ずれ等所要の整備を行うものでございます。大きく分けて今回は、3つの税目で改正・延長がございます。1つ目が、個人住民税であります。1番目が特定配当、それから特定株式等譲渡所得金額、特例適用配当、それから条約適用配当に係る申告の方法を本人が選択できるということです。これまでは源泉徴収をされているものです。株式の配当、それから譲渡による所得、それについては源泉徴収されておりますので申告をしない場合、それから分離して申告する場合ですね。もう1つは、別の所得と総合で申告する場合がございます。これは所得税で申告したら所得税のそのままがベースになって住民税が課税されておりました。しかし、人によっては得た所得の額とかそういったものでは、住民税の側から話をしますと住民税は所得と分離とか合計でやると税負担が軽減される場合がございます。そういうことから、所得税とは別の方法を本人が選択できるというケースです。そうすることによって、国民健康保険

税の課税も所得税とは別の課税方法によって軽減されるケースがあるということでございます。これを本人が選択可能になったという新たな制度の導入です。

次に、地方税法において主婦等が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しがなされたことによって、これまで控除対象配偶者という名目が同一生計配偶者とする名称の変更です。内容には変更ございませんが、呼び方が変わることです。大きく変わるのが、配偶者の控除対象が引き上げられます。今まで何時間以下とかいくらか未満で働いて、ご主人の扶養に入る（逆のケースもありますが）ということ調整してました。それを引き上げることによってできるだけ就業調整、労働時間とか給料の調整をしなくて済むように配慮することの導入に伴う、本町の税条例からすると名称の変更ということ。

続きまして肉用牛売却による事業所得に係る課税の特例適用期間の延長です。これは、これまでもございます。肉用牛100万円以下、それから交雑種は80万円、乳用牛は50万円未満、合計で1,500頭未満を非課税とすることの3年間の延長です。

もう一つ、優良住宅の造成等に伴う長期譲渡所得に係る課税の特例、これも今ある制度の延長です。以上が個人住民税に関することです。

2番目が固定資産税。これは冒頭でも触れましたが、災害が頻発していることから、被災代替償却資産、被災を受けた償却資産に対して課税の標準を4年間は2分の1とする特例措置は新設です。それから、被災住宅用地に係る特例措置について、これは2年間だったものを4年間に延長するという事です。どういうことかと言いますと、住宅用地というのは、別のいわゆる商業を目的とした建物が立っている土地と比較すると6分の1に軽減されます。しかし、被災しておりますので生活はできない。これは理由が災害によるものですので、この6分の1の軽減は延長しますよということ。

続きまして、特定の事業の用に供する固定資産に係る特例、これは「わがまち特例」という名称で呼ばれておりますが、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び特定事業所内保育施設に係る特例の割合を3分の2と定めます。本町にも小規模の保育所がいくつかございますが、この制度になるのが5人以下の小規模でございまして、今のところ本町に該当はないということ。

高さ60メートル超、いわゆるタワーマンションというものですが、その居住用超高層建築物に係る固定資産について、各所有者の課税を算出する際に用いる案分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し。これはどういうことかと言いますと、マンションは一般的に高層に行けば行くほど高いということ。しかし、現在は、総建築費の按分、面積割でやっております。それを実際の取引価格に応じた評価・課税ができるようにする改正です。現在のところ、南風原町に60メートル以上の構想分譲住宅はございません。できたときにそれが適用されることとなります。

続きまして、軽自動車税。軽自動車のグリーン化特例です。これは新たに購入したときに、現行は電気自動車等75パーセント軽減、32年度基準よりも20パーセント落とした場合は50パーセントに軽減。32年度基準を達成したものが25パーセント軽減というものを、それぞれ10パーセント

性能を良くしたものを対象として2年間延長するという事です。これは、購入したあと最初の課税だけに適用されるというものでございます。

次も軽自動車です。平成31年10月に消費税率10パーセントの導入が延期されましたので、それに伴って今の軽自動車税というのが環境性能割と種別割に分けられます。その導入を延期する改正となっております。

もう1つも軽自動車です。これは環境性能を、いわゆるプログラムを操作して良くしていたという事象がございました。もし、メーカーがそうなって、この人が購入した車がこれに達成できなくなった場合は、メーカーに課税という措置ができる新たな制度の導入でございます。以上が、3つの税目に関する新設と延期、それからその他は改正に伴う条ずれ、「あんぶん」を「按分」というようにひらがなであったものを漢字にするなど文言の修正がなされております。

以上、承認第1号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認についてでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 個人住民税のところ、優良住宅の造成等に伴う長期譲渡所得に係る云々のところです。先ほど、今ある条例の変更であると部長の説明ではありましたが、もう少し詳しく説明していただければと思います。特に優良住宅というのはどういった住宅を言うのか、それから長期譲渡所得とはどういった性質のものなのか、それから適用期間が3年間延長とありますが従来は何年だったのか。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 優良住宅の造成等に伴うというところですが、国や地方公共団体が行う優良住宅の造成というのがあります。本町ではございません。国とか地方公共団体が造成して行うものを買収されるようなケースがあります。いわゆる区画整理のような所とか、そういったように造成する所に土地を譲った場合。長期譲渡とは、この人が5年以上持っていた時の税率、所得、土地を売るわけですから所得があります。これが5年以下の時と5年以上の時とで税率が違います。そのへんで普通に土地を買ったケースと優良宅地の造成に譲渡した場合とで区別がされています。この優良宅地のときは、今もあるのですが、この適用の年度を3年間延長しますよということ。南風原町にこういった対象がいるのかどうか分からないのですが、この人がどこかに資産を持っていて、この資産を優良宅地等の造成に売ったときに適用されるのが28年度で切れていたものを今年からまた3年間延長するという改正です。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第1号専決処分(南風原町税条例の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定しました。休憩します。

休憩(午前10時53分)

再開(午前11時06分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第6. 承認第2号(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について

○議長 宮城清政君 日程第6. 承認第2号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第2号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。3月31日に専決処分を行っております。専決処分した理由としまして、地方税法成功例の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布された。この政令改正に伴い、南風原町国民健康保険税条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分をしております。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 承認第2号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてご説明します。はじめに、改正箇所について説明いたしますので、議員皆様に

おかれましては、新旧対照表をご覧ください。そのあと資料を使って内容を説明したいと思います。南風原町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第19条第2号中「265,000」を「270,000」に改め、同条第3号中「480,000」を「490,000」円に改める。附則（施行期日）1項 この条例は、平成29年4月1日から施行する。（適用区分）2項 改正後の南風原町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。このような改正内容になっていまして、配布いたしました資料を使ってご説明いたします。

まず、今回の改正は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を改正するものであります。保険税軽減判定所得の基準の見直しということで、まず5割軽減の減額基準についての見直しですが、軽減判定をする場合には被保険者数に乗すべき金額というものがございます。これが26万5,000円から27万円に改正という内容です。例といたしまして、3人世帯の場合を改正前と改正後で示しております。まず3人世帯の場合の改正前においては、被保数3人掛ける26万5,000円に基準額33万円を加えて、所得として112万5,000円。それ以下であれば5割軽減が受けられるということでしたが、改正後はこの乗すべき金額が27万円になることから、所得が114万円までとなり、その114万円以下であれば5割軽減の適用が受けられるということに拡充されております。同じように、2割軽減の場合においても乗すべき金額を48万円から49万円に改正となりまして、改正前の所得ですと177万円までが改正後で180万円までと拡充され、180万円以下の方が2割軽減を受けられることとなります。軽減判定所得の基準改正の内容となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第2号専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第7. 承認第3号 専決処分(南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)の承認について

○議長 宮城清政君 日程第7. 承認第3号 専決処分(南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第3号 専決処分(南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

3月31日に専決処分を行っております。専決処分した理由としまして、沖縄振興特別措置法第9条等の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正され、平成29年3月31日に公布された。同年4月1日施行のため、この省令改正に伴い南風原町固定資産税の課税免除に関する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたものであります。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 承認第3号 専決処分(南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)の承認についてご説明いたします。今回の改正は、沖縄振興特別措置法第9条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の期限が、2カ年延長されたことに伴い、南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の適用期限についても2カ年延長するための改正であります。

新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。まず第3条、第4条及び第5条の中で、「平成29年3月31日」までの期限としているものを「平成31年3月31日」に改正する内容となっております。

そして、第4条中の「地域内」を「地域の区域内」にする文言の変更と、附則の削除については、県からひな型の準則に合わせて整理するための改正であります。

以上が、承認第3号の概要説明となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから承認第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第3号専決処分(南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第8. 承認第4号 専決処分(南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例)の承認について

○議長 宮城清政君 日程第8. 承認第4号 専決処分(南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第4号 専決処分(南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例)の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

3月31日に専決処分を行っております。専決処分した理由としまして、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分をしたものです。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 承認第4号 専決処分(南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例)について概要を説明いたします。まず、新旧対照表をご覧ください。改正箇所についてご説明いたします。

第1表中「6,200円」を「3,000円」に改める。第2表中「9,250円」を「9,000円」に。「7,750円」を「6,000円」に。「9,150円」を「9,000円」に。「7,650円」を「6,000円」に。「15,000円」を「9,000円」に。「13,500円」を「6,000円」に。「14,800円」を「9,000円」に。「13,300円」を「6,000円」に改める。備考9中「第1表に定める額に2分の1を乗じて得た額」の次に「。ただし、市町村民税非課税世帯の子ども 0円」を、備考10中「第2表に定める額に2分の1を乗じて得た額」の次に「。ただし、市町村民税非課税世帯の子ども 0円」を加える。附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

今回のこの改正の内容としましては、幼稚園や保育所などの保育料について、2017年度から無償化の範囲を広げる、それから多子世帯、ひとり親世帯を中心とした負担軽減を拡大するものがあります。改正の趣旨としましては、今申し上げましたとおり、低所得世帯、多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置の拡充でありまして、それに伴い本町の条例も改正するというところでございます。まず改正の内容といたしましては、市町村民税非課税世帯の第2子の無償化及び年収360万円未満相当世帯の保護者の負担軽減。これは、ひとり親世帯等の軽減措置を更に拡充するものでございまして、第1表の利用者負担額（教育標準認定標準時間認定（1号認定子ども））でございますが、第2の2階層（市町村民税非課税世帯）の第2子が無償化ということでございます。新旧対照表の1ページ、改正後の金額で第2の2の階層でひとり親世帯等以外の世帯3,000円がありますが、これまではこの金額の半額が第2子の金額ということでしたが、これからはこの部分が無償化、0円になるということでございます。それから、第3の1階層が、これまで6,200円だったものが3,000円に軽減されたという改正でございます。

次に、第2表でございます。こちらは保育認定の2号・3号認定子どもについてでございます。まずその第2の2階層において、先ほどと同じようにこれまで第2子については今ある表の金額の半額ということでしたが無償化されたということです。そして第3の1階層の標準認定3歳未満の場合9,250円が9,000円に、3歳以上の場合7,750円が6,000円に、短時間認定の場合3歳未満が9,150円を9,000円に、3歳以上が7,650円を6,000円にという改正です。それから第4の1階層において、標準認定の3歳未満の場合で1万5,000円を9,000円に、3歳以上の場合1万3,500円から6,000円。短時間認定の3歳未満の場合で1万4,800円を9,000円に、3歳以上1万3,300円から6,000円にという改正内容となっております。低所得世帯あるいは多子世帯、ひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図る目的での保育料軽減の拡充となっております。

以上が、承認第4号の概要説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時25分）

再開（午前11時27分）

○議長 宮城清政君 再開します。質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今説明がありましたように、低所得世帯、2人、3人とお子さんがいらっしゃる世帯について利用料を軽減されたということで、保護者からすれば預けやすいと言うのか助かる改正だと歓迎しますけれども、逆に言うとその分、町の歳入は減ることになるわけですね。その分はどのように補償されるのですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、今回の改正で28年度に入所されている方を基に算出してみました。これで軽減の対象となる園児の数ですが、58名おりまして、その軽減される金額の合計が20万2,000円となります。この分、保護者の方からの利用料が入ってこないわけですから、その分について4分の1は町の負担、残りは国・県というかたちになります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時28分）

再開（午前11時29分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第4号専決処分（南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定しました。

日程第9．承認第5号 専決処分（南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 宮城清政君 日程第9．承認第5号 専決処分（南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第5号 専決処分(南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例)の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

3月31日に専決処分を行っております。専決処分した理由としまして、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布された。この政令改正に伴い、南風原町立幼稚園保育料条例についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたものです。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の概要をご説明いたします。新旧対照表と承認第5号の資料をご覧ください。まず、改正の趣旨につきましては、承認第4号で民生部長から説明があったことと同様の趣旨となっております。

南風原町立幼稚園保育料条例の一部を次のように改正する。別表第2階層Bの項第2子の欄中「1,500」を「0」に改め、同表第3階層Aの項第1子の欄中「3,500」を「3,000」に改める。
附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第5号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第5号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第5号 専決処分(南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第10. 報告第3号 専決処分「津嘉山北土地区画整理造成工事（28-2）の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 宮城清政君 日程第10. 報告第3号 専決処分「津嘉山北土地区画整理造成工事（28-2）の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第3号 専決処分「津嘉山北土地区画整理造成工事（28-2）の請負契約金額の変更」の報告 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1 専決処分事項 津嘉山北土地区画整理造成工事（28-2）の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更。

4月17日に専決処分を行っております。1. 専決処分事項 津嘉山北土地区画整理造成工事（28-2）の請負契約金額の変更について（1）変更事項 変更前契約額1億1,760万2,280円。増減金額359万5,320円。変更後契約額1億2,119万7,600円。（2）契約の相手 津嘉山北土地区画整理造成工事（28-2）建設工事共同企業体。代表者 沖縄県那覇市首里鳥堀4丁目23番地。有限会社山一開発。代表取締役山田善一。構成員 沖縄県那覇市国場1169番地6 ピュアセブンズ162。有限会社南風原工務店。代表取締役玉寄勝也。2. 変更した理由 土砂の運搬について当初は、受入地の糸満市名城へ処理する予定でしたが、一部に水分を多く含んだ不良土が発生し、受入地で受け入れができないため別の処分場へ有償で処理する必要が生じたことにより増額となったためであります。その工事内容等、詳細については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 ただいまの報告第3号について説明いたします。本工事につきましては、昨年の平成28年9月24日第3回定例会におきまして請負契約について可決していただきました工事となっております。今回の専決処分については、請負金額359万5,320円増額による請負契約金額の変更となっております。理由としましては、当初6万立方の土砂を全て糸満市の名城へ搬出する予定でありましたが、施工するなかで高含水土や草木混じりの不良土が約2万100立方あり、それについては有償での処理を行うことが必要となったことにより契約金額の調整をするため土砂の処分量の数量調整を行い工事請負額の増額変更となっております。

以上が、変更の概要説明となっております。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がありましたら質疑を許します。質疑ありま

せんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 私の記憶違いかも知れませんが、この運ぶ土というのは、初めは那覇空港だったのですよね。那覇空港が糸満の名城へ変更になって、名城からまた変更になっている。そのへんが不可解なのです。その土地に含まれている成分というものは、だいたいの察しが付くとかと私は思っているのですけれどもね。そのへんどうですか。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 お答えします。当初、那覇空港の滑走路造成へと予定しておりましたが、向こうの受入基準が28年2月に新基準ができて、島尻泥岩（クチャ）の受入ができないというようなことで、そこでかなりの費用がかかるということがございまして、空港への処理運搬については断念し、名城のほうで開発がございましてそこへ振り替えた次第であります。また、今回変わったところは、まず名城にリゾート開発がございまして、そこでの受け入れも盛土に適した土ということで、ヘドロ、かなり水分を含んだ土については受け入れができないというようなことで、その処理に費用を出して受け入れができる処理場での処分が必要になったということです。表土に交じっている草木の処理、根が混ざっている土がございまして、それは盛土にできないものですから、そういったものも有償での処分場にせざるを得なかったこと。それから、実は名城のほうで、磁気探査など受入れの準備がかなり遅くなりまして、請負者のほうでかなり努力して他の無償受け入れができる所がないか散策しまして、それで具志頭あたりの畑での運搬処理を工期内処理ということでやったのですけれども、そういったところでいろいろと条件がございまして、名城から具志頭あたりへの処理ということになっております。以上で答弁を終わります。

○議長 宮城清政君 他に。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、いくつか質問します。処分場について、以前は落札した業者がそれぞれそこに処分しますということであったと思うが、今その処分場も皆さんが確保するのですか。入札の段階でこういったものを入れて役場が責任を持ってやるのか。以前は確か入札の場合においても何キロ以内と距離を指定してあったと思う。指名を受けた業者に説明して入札にかけるわけでしょう。結果としてそれを受け入れていくらで工事をやりますということで業者は入札してくれます。先に言ったように、処分場まで役場が責任を持ってやるのかどうか。

もう1つ気になるのが、その処分場がころころ変わるとしたらどんどん請負金額の変更が出てくる。そういったことを心配するのです。業者の責任というのはないのかな。そこはどういうふうにやっているのでしょうか。教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 答えいたします。確かに議員さんがおっしゃるように、以前は2,000立方とか3,000立方とかそういった処分の場合は5.5キロ以内とかそのようにやっておりました。今回の工事については、また最近の工事でもあるのですが、南風原近郊での土砂の受入れ先がほとんどないという状況です。以前は、豊崎あるいは与那原マリンタウンだとか大規模な受入れ先がありましたけれども、南風原近郊、南部地区では大量の土砂を受け入れる所がないということで、町としても今回の大量の土砂の受入れ先を探して、やっと無償の受入れ先を探して指定してやっております。民間の受入れ地があった場合にはクチャあたりも今回やっておりますが、距離についてはその分、精算してやっており、短くなればその分これも計算してやっていくという精算をしております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。報告第3号 専決処分「津嘉山北土地区画整理造成工事（28-2）の請負契約金額の変更」の報告については、以上をもって終了します。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成29年第1回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会（午前11時47分）